+4-	

		まちづくりルール協調			年 月	] E
■行為地の地名地番:尼崎市 (所在地)			(氏名)			
·対象事業届出者:						
・協議代理人:						
	* :	事前協議及び地区計画の届出まで (事前協議又は地区計画の届出の				
		事業者記入欄				
まちづくりルールの内容	指定 事項 *	計画内容 ※計画内容等未定の場合は空白、該当な い場合は斜線等記入	適合状況	備考(条件、協議総	5果等)	サイン または
の建て方 ) 道路衛生の確保や将来の電柱移設に配慮し て、建物はできるだけ道路から離して配置 しましょう。	*		□支障なし □適合しない			
) 隣近所の建て方に配慮して、お互いに気持ちよく住めるように計画しましょう(窓の位置、北側の日照や通風など)。	*					
後退部分(道路から最低50cmの部分) の 方			□支障なし			
動車(緊急車両含む)や住民の通行の支障と る以下のものは置かないようにしましょう 高さ2.5m以下の部分)。 工作物など(塀・フェンス、生垣、門、自	*		□適合しない			
動車車庫、郵便受、インターフォン、バリカーなど) 敷地内段差(玄関階段・ポーチ、デッキ、		NY 06 14 07 49				
花壇など) 設備(エアコン屋外機、設備メーターな ど) その他(植栽、植木鉢、自動車、バイク、		道路境界部 □段差なし ( )				
自転車など) 《 道路から50cmの部分には「壁面後退プレート」を貼付するとともに、できるだけ明示するようにしましょう。 《 隣地境界の塀を隣地と共有している場合でも、隣地と協力してできるだけその塀の撤		道路から50cm部分 □「壁面後退プレート」貼付明示方法 □側溝 □異なる仕上げ□目地入れ□その他( )				
去を行うようにしましょう。 放感、清潔感のある、人も車も通行しやす 道路空間の実現に配慮しましょう。		□側溝の設え 例:側溝移設(L型側溝)	□支障なし □適合しない			
		」。 拡げた道路の境界部分 □「2項道路後退プレート」貼付				
別いのある町並みを創るために、敷地や境界で花や緑を育てましょう。 壁面後退部分の内側で垣やさくを設置する場合は、生垣や、フェンスと植栽の組合せなどとしましょう。			□支障なし□適合しない			
に際しての注意 ・工事前にはご近所に一声かけるようにしま しょう。				協定締結  □必要 □7		
)必要に応じて工事協定の締結や協議内容に よっては工事着工後の現場確認をお願いす る場合があります。				現場確認 □必要 □7   □外構工事着手前に推進 		
・建物所有者への地区計画及び本ルールのほ ンフレット等の資料配布	— 引知及	□資料を配布しました。 □所有者(入居者)未定のため、 (協議代理人・その他 [		り必ず資料を配布します。	事業主受取印	
他(継続協議事項等)						
上記内容のとおり協議を完了			日			
	ナイン または 印	推進団体 協議担当者 ——				サイン または 印